

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長商第146号
委 託 業 務 名 称	湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進運営コーディネート業務
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	湖の辺のまち長浜未来ビジョンに掲げる実現したいまちの姿「挑戦の先にある湖の辺のまちが賑わう心豊かな暮らし」を実現するため、令和3年度に構築した湖の辺のまち長浜デザイン会議を効果的に運営し、当該会議で生まれた新たなまちづくりのアイデア及び発案者を、建設的なプロジェクトに結び付けることで、まちの担い手を育む。
履 行 期 間	令和5年8月5日 から 令和6年3月22日
契 約 年 月 日	令和5年8月4日
契 約 額 (税 込)	2,750,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町7番5号 [商号又は名称] 長浜まちづくり株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業務は、湖の辺のまち長浜未来ビジョン(以下「ビジョン」という。)に掲げる実現したいまちの姿「挑戦の先にある心豊かな暮らし」を実現するため、令和3年度に構築した湖の辺のまち長浜デザイン会議(以下「デザイン会議」という。)を効果的に運営し、当該会議で生まれた新たなまちづくりのアイデア及び発案者を、建設的なプロジェクトに結びつけることで、まちの担い手を育むことを目的としています。 長浜まちづくり株式会社は、中心市街地のトータルマネジメントを目的に設立された経緯から、中心市街地活性化に関するデータ、ノウハウを蓄積してきたところであり、当該デザイン会議においても先導役として、ビジョンの策定・推進を率先してすすめて来られました。 以上のことから、当該事業については、専門的な知見を有する長浜まちづくり株式会社が継続的に事業目的の達成に向けて関与することが最良であると考えられるため競争入札にそぐわず、同社への一者随意契約とします。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>